

平成29年6月に公布した条例

条例番号	条例名	制定改廃等の理由及び概要	所管課名
第20号	伊勢崎市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例	<p>【理由】</p> <p>雇用保険法等の一部を改正する法律による雇用保険法の一部改正に伴い、改正の必要を認めたもの</p> <p>【概要】</p> <p>1 失業者の退職手当の給付日数の延長ができる対象に特定退職者及び障害等により就職が困難な者を加えるもの</p> <p>2 失業者の退職手当として移転費相当額を支給できる対象に職業紹介事業者等の紹介により就職する者を加えるもの</p> <p>3 平成34年3月31日以前に退職した特定退職者等に限り、失業者の退職手当の給付日数の延長ができる対象に雇用情勢が悪い地域に居住する者を加えるもの</p>	職員課
第21号	伊勢崎市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	<p>【理由】</p> <p>介護保険法施行規則の一部改正に伴い、改正の必要を認めたもの</p> <p>【概要】</p> <p>地域包括支援センターに置くべき主任介護支援専門員について、厚生労働省令に従い、介護支援専門員であることを明確にし、省令で定められた主任介護支援専門員更新研修の定期的な受講を義務付けるもの</p>	地域包括支援センター
第22号	伊勢崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関	<p>【理由】</p> <p>特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府</p>	こども保育課

	する基準を定める条例の一部を改正する条例	<p>令による特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正に伴い、改正の必要を認めたもの</p> <p>【概要】</p> <p>国の基準を参酌し、特定教育・保育施設が行う受給資格等の確認方法について利用者負担額に関する事項の通知を加え、必要に応じて支給認定保護者に提示を求めるもの</p>	
第23号	伊勢崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例	<p>【理由】</p> <p>ひとり親世帯等に係る利用者負担の軽減措置を拡充すること並びに子ども・子育て支援法施行令の一部改正及び児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令による母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令の一部改正に伴い、改正の必要を認めたもの</p> <p>【概要】</p> <p>1 1号認定子ども関係</p> <p>(1) 第2階層に属する世帯の支給認定子どもが通算第2子の場合における利用者負担の額について、0円とするもの</p> <p>(2) 第3階層に属する世帯に要保護者等に該当する者がいる場合における第1子の支給認定子どもの利用者負担の額について、1,400円とするもの</p> <p>2 2号、3号認定子ども関係</p> <p>(1) B1階層に属する世帯の支給認定子どもが通算第2子の場合における利用者負担の額について、0円とするもの</p>	こども保育課

		<p>(2) C階層に属する世帯（市町村民税所得割課税額が77,101円未満である世帯に限る。）に要保護者等に該当する者がいる場合における第1子の支給認定子どもの利用者負担の額について、1,500円とするもの</p> <p>3 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令の引用する条ずれを改めるもの</p>	
第24号	伊勢崎市手話言語条例	<p>【理由】</p> <p>手話やろう者への理解の裾野を広げ、全ての市民が心の^{きずな}絆を結び、安心して生活できる優しいふるさとの発展に力を合わせていくことを目指すことに伴い、制定の必要を認めたもの</p> <p>【概要】</p> <p>1 目的及び基本理念を定めるもの</p> <p>2 市、ろう者等、市民、教育機関等、事業者及び医療機関の役割を定めるもの</p> <p>3 県との連携及び協力を定めるもの</p> <p>4 施策の推進を定めるもの</p> <p>5 災害時の対応及び人材の確保を定めるもの</p> <p>6 財政上の措置を定めるもの</p> <p>※ 市議会議員提案条例</p>	障害福祉課
第25号	伊勢崎市都市公園条例の一部を改正する条例	<p>【理由】</p> <p>都市緑地法等の一部を改正する法律による都市公園法の一部改正に伴い改正の必要を認め、併せて条文の整備を図るもの</p> <p>【概要】</p> <p>引用する条ずれを改めるもの</p>	公園緑地課